（自家用電気工作物を設置する者の原子力発電所の出力の変更等の報告）

第五条　自家用電気工作物（原子力発電工作物に限る。）を設置する者は、次の場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び原子力規制委員会に報告しなければならない。

一　原子力発電所の出力を変更した場合（法第四十七条第二項若しくは第三項の認可を受け、又は法第四十八条第一項の規定による届出をした工事に伴い変更した場合を除く。）

二　原子力発電所を廃止した場合

様式第１（第２条関係）

電　気　保　安　年　報

電　気　事　故　件　数　表

年度分

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

事故の種類	電気火災			感電死傷			原子力発電工作物の欠損等による死傷・物損			原子力電気工作物の損壊						供給支障（被害）	発電支障			電気事業法第106条に基づくその他の事故報告			事故総件数		
										主要原子力発電工作物			その他の工作物												
供給支障	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	有	無	計	有	無	計	有	無	計
件数																									

備考　１　発電支障事故は、原子力発電所に属する容量15万キロボルトアンペア以上の発電機が、当該発電所の電気工作物の故障、損傷、破壊等により３時間以上運転を停止した事故について記載すること。

２　電気事業法第106条に基づくその他の事故報告とは、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第３条に掲げる事故以外に経済産業大臣又は原子力規制委員会により法第106条の規定に基づき報告を求められた事故のことをいう。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第２（第３条関係）

電気関係事故報告

1. 件名：
2. 報告事業者 １）事業者名（原子力発電工作物の設置者名）： ２）住所：
3. 発生日時：
4. 事故発生の原子力発電工作物（設置場所、使用電圧）：
5. 状況：
6. 原因：
7. 被害状況 １）死傷：有・無 内容： ２）火災：有・無 内容： ３）供給支障：有（供給支障電力、供給支障時間）・無 内容： ４）その他（上記以外の他に及ぼした障害） 内容：
8. 復旧日時：
9. 防止対策：
10. 主任技術者の氏名及び配属：
11. 原子力発電工作物の設置者の確認：有・無

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること

附　則

この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○経済産業省令第七十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百十二条の規定に基づき、原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則を次のように定める。

平成二十四年九月十四日　経済産業大臣　枝野　幸男

原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則

（使用前検査に係る手数料の額）

第一条　電気事業法（以下「法」という。）第四十九条第一項の検査（法第百八条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものに限る。）を受けようとする者が法第百十二条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、同表の下欄に定める金額）とする。

（燃料体の検査に係る手数料の額）

第二条　法第五十一条第一項又は第三項の検査を受けようとする者が法第百十二条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請による場合にあっては、同表の下欄に定める金額）とする。

（溶接安全管理審査に係る手数料の額）

第三条　法第五十二条第二項の審査（法第百八条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものに限る。）を受けようとする者が法第百十二条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。ただし、溶接事業者検査において検査される溶接継手の数が三百を超えるときは、百五十増すごとに当該審査に必要な手数料の半額を加算した額とする。

（定期検査に係る手数料の額）

第四条　法第五十四条第一項の検査を受けようとする者が法第百十二条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請による場合にあっては、同表の下欄に定める金額）とする。

（定期安全管理審査に係る手数料の額）

第五条　法第五十五条第四項の審査（法第百八条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものに限る。）を受けようとする者が法第百十二条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第五のとおりとする。